

第十四章 賃金に対する課税

賃金に課税すれば賃金は上昇し、その結果、資本の利潤率は低下する。必需品への課税が必需品の価格を押し上げ、その影響で賃金が上昇することは既に示した通りだが、唯一の違いは、必需品税では必需品の値上がりが避けられないのに対し、賃金税には必需品の価格上昇は伴わない点にある。したがって賃金税の負担は労働を雇う側、すなわち雇用主だけが負い、公債保有者や地主は負わない。賃金税の負担はすべて利潤にかかり、必需品税の負担は一部が利潤に、残りが富裕な消費者にかかる。結局、最終的な効果は利潤への直接課税と同じである。

アダム・スミスは第一編で、下層労働者の賃金は、労働の需要と食料の通常ないし平均の価格という二つの要因によって各地で必然的に決まると述べた。労働需要が増加しているか横ばいか減少しているか、または人口の増加・停滞・減少のいずれを必要としているかによつて、労働者の生計は左右され、そのゆとりが十分・中程度・乏しいのいずれかに定まる。さらに、食料の通常ないし平均の価格が、労働者が年々この十分・中

程度・乏しい生計を賄えるように、労働者に支払わなければならない貨幣額を決める。したがつて、労働需要と食料価格が変わらない限り、賃金に対する直接税は税額をわずかに上回る程度に賃金を押し上げるにとどまる。

スミス博士の命題に対し、ブキヤナンは二点について異議を唱える。第一に、労働の貨幣賃金は食料価格に規定されるという見方を否定し、第二に、賃金への課税が労働の価格を引き上げるという見解も退ける。第一点について同氏は、賃金の実質は貨幣そのものではなく、貨幣で買える食料や生活必需品であり、社会の共同の蓄えから労働者に割り当てる取り分は供給量に比例して決まると述べる（五九頁）。食料が「安価で豊富」なときは取り分が大きく、「稀少で高価」ならば小さい。賃金は常に労働者に正当な取り分を与えるにとどまり、それ以上を与えることはできない。ところがスミス博士を含む多くの論者は、貨幣賃金が食料の貨幣価格に連動し、食料が値上がりすれば賃金も比例して上昇するとする。しかし労働の価格が食料価格と必然的に結び付くわけではない。労働の価格は労働者の需給関係に全面的に依存するからである。さらに、食料高は供給不足の明白な兆候であり、消費を抑える自然の作用でもある。同じ消費者数のもとで食料が減れば、一人当たりの取り分は小さくなり、労働者も不足を分担せざるを

3 第十四章 賃金に対する課税

得ない。負担を均等にし、従前ほど自由に消費させないために、価格は上昇する。それにもかかわらず賃金もそれに伴つて上げるべきだというのであれば、希少になったのに従前と同量を労働者が消費できてしまい、自然の目的に反する。すなわち、まず食料価格で消費を絞り、その後に賃金で元に戻してしまうことになる。

ブキヤナンの議論には、的確な指摘と誤りが混在している。食料価格の高騰がしばしば供給不足に起因するのは事実だが、同氏は高値を供給不足の確實な証拠とみなし、多くの要因から生じ得るもの、もっぱら一つの原因に帰している。供給が足りず、消費者の数が同じであれば、より少ない量を分け合うことになり、一人当たりの取り分は減少する。この不足を公平に配分し、労働者が従来どおりに生計費を自由に消費するのを抑えるには、価格は上昇せざるを得ない。したがって、供給不足に伴う食料の高値が名目賃金を必ずしも押し上げないという指摘は妥当である。消費を抑えるには、消費者の購買力を弱めるほかないからである。ただし、供給不足が価格を押し上げ得るからといって、ブキヤナンがそう示唆しているように、供給が潤沢などきに高値が成り立たないと結論づけることはできない。ここでいう高値は、貨幣に対してだけでなく、他のあらゆる財に対しても相対的に高いことを意味する。

財の自然価格は最終的に市場価格を決定づけ、その水準は生産の容易さに左右されるものの、生産量がその容易さに比例しない。現在新たに開墾される土地は三〇〇年前の耕地より質が劣って、そのため生産の困難は増しているが、今日の産出量が当時を大きく上回っているのは確かである。高い価格は供給の増加と両立し、たいていそれに伴う。したがって、課税や生産の困難によつて食料の価格が上昇しても、供給量が減少しない限り労働者の賃金は上昇する。ブキヤナンの指摘通り、労賃は貨幣そのものではなく貨幣で手に入る食料やその他の必需品であり、社会全体の蓄えから労働者に回る取り分けは常に供給に比例する。

第二の論点である賃金課税が賃金水準、すなわち労働の価格を押し上げるかについて、ブキヤナンは、正当な賃金を受け取った後に税相当分を雇用主に求償する根拠は法にも原則にもなく、賃金は受け取った時点で労働者の所有と管理に移るのだから、その後の税の納付の負担は可能な限り本人が負うべきで、既に仕事の正当な対価を払つた側に返還を強いる手立てではないという立場である。これに対し、ブキヤナンが高く評価して引用するマルサス『人口論』の次の二節は、ブキヤナンの異議に、筆者には完全に答えているように思われる。賃金を自然の均衡に委ねれば、それは食料の供給と需要、消費量

5 第十四章 賃金に対する課税

と消費者数の関係を示す社会の晴雨計であり、偶然の事情を除いた平均では、労働力を維持するための実質的な基金の停滞・進展・後退に応じて、現人口を維持するのに婚姻一組に必要な子どもの数を支えられるかどうかを、賃金がちょうど十分か、これを上回るか、下回るかで明確に示す。それにもかかわらず、私たちは賃金を治安判事の裁量や裁判で恣意的に上下できるもののように扱いがちである。既に食料の値上がりが需要超過や供給不足を示している局面で、労働者の実質的な生活維持を名目に賃金を引き上げれば、需要はさらに膨らみ、食料価格の高騰が続くことに驚くことになる。気圧計の水銀柱が「嵐」を示しているのを力強く、「快晴」に押し上げ、なお雨が止まらないことに首をかしげるのと同じである。

「労働の価格は、社会の人口需要を明確に示す」。賃金の水準は、その時点の賃金基金の規模に応じて、必要とされる人口を支えられるぎりぎりのところに落ち着く。もともと労働者の賃金がその人口をからうじて賄える程度だったところへ課税が加われば、家計に回る手取りりが減少し、その水準では必要とされる人口を賄えなくなる。結果として賃金は上昇する。労働需要は続いており、供給を途切れさせないためには賃金を引き上げるほかないからである。

帽子や麦芽に税をかければ価格は上昇する。価格が上がらなければ必要な供給が確保できないからである。労働も同様で、賃金に税を課せば賃金は上昇する。そうでなければ必要な人口規模を維持できない。ブキヤナンも「労働者が必需品しか買えないぎりぎりの生活に追い込まれれば、これ以上の賃下げは起きない。その条件では世代の再生産はできない」と述べ、まさにこの趣旨を認めているのではないか。もし国の事情が最下層の労働者に、単なる維持ではなく増加を求めるのならば、賃金はそれに応じて決まるはずである。では、税が賃金の一部を差し引き、生活を必需品しか貰えない水準にまで切り詰めるのならば、そうした労働者は本当に人口を増やせるのか。

課税された商品の価格は、需要が減り、供給量を減らせない場合には、税額通りには上昇しない。金属貨幣が広く流通している場合でも同様で、課税しても当面は税額相当まで価値は上昇しない。価値が高まれば需要が減り、供給量は当面減らないからである。同じことは賃金にも当てはまる。雇用に投じる資金が増減しても労働者数をすぐには合わせられず、しかしこの想定では労働需要は必ずしも縮小せず、縮小するとしても税に比例して弱まるとは限らない。ブキヤナンは、税収が政府による労働者の維持に回る点を見落としている。非生産的ではあっても彼らは労働者である。賃金に課税しても賃金

率が上昇しないならば、労働の争奪はむしろ激しくなる。資本家はその種の税を支払う必要がないため、同じ資金で雇用を維持でき、税収を得た政府にも雇用に回せる追加資金が生じるからである。結果として政府と民間が労働力を取り合い、賃金は上向く。雇用人数は変わらず、賃金だけが上乗せされる。

租税を国民に一度に直接課せば、民間が労働を維持するための資金は政府の同じ目的の資金が増えた分だけ減少し、賃金は上昇しない。同じ需要はあっても、雇用主間の競争は同じではないからである。さらに政府が税収をすぐに海外への補助金として送り、兵士や船員など外国の労働者の維持に充てるならば、国内の労働需要は縮小し、課税しても賃金が上昇しない可能性がある。消費財への課税や資本利潤への課税など、同じ額をどのような手段で調達しても帰結は同じで、国内で雇える労働は減少する。前者では賃金の上昇は抑えられ、後者では賃金は必ず低下する。では、賃金への課税をいったん労働者から徴収し、後で無償で雇用主に払い戻す場合はどうか。この措置は雇用主の手元資金を増やすが、財や労働の総量は増やさないため、結局は雇用主間の競争で相殺され、最終的に雇用主にも労働者にも実害は生じない。雇用主は高い名目賃金を支払い、労働者の上乗せ分は税として政府に納められ、再び雇用主に戻るからである。ただし、

税収がしばしば浪費され、資本の蓄積が損なわれ、労働を維持するための実物的な基金や実質的な需要が弱まる傾向はある。税が実物資本を損なう分だけ、労働需要は減少する。だから、賃金税のもとで名目賃金が上昇することがあつても、その上昇幅が税額とちょうど一致するとは限らず、起こりやすいことではあるが、必然でも特有の現象でもない。

既に見たように、アダム・スミスは、賃金税によつて賃金が少なくとも税額相当分上昇し、その負担は直ちにではないにせよ最終的には使用者が支払うことになると明確に認めている。ここまでわれわれの見解は一致するが、その後のこの種の税の作用の捉え方については、本質的に見解が異なる。

アダム・スミスは、賃金に対する直接税は見かけ上は労働者が納めているようでも、労働需要と生活必需品の平均価格が変わらない限り、労働者がそれを前払いしているとは言えず、實際には雇用主が税額のみならずそれ以上の額を前払いし、最終的な負担の帰着は部門や立場によつて異なると述べる。製造業では製造業者が賃上げ分をいつたん負担し、利潤を上乗せして商品価格に織り込み、消費者へ転嫁する。農業では農場主が同じ雇用を維持するためにより多くの資本を投じ、その資本と通常利潤を回収しようと

して生産物中の取り分を増やし、その結果として地代が減少するため、この賃金上昇の最終的な負担は、前払いした農場主の追加利潤分も含めて地主に及ぶ。結局、賃金に対する直接税は、同額を地代と消費財に適切に配分して課す場合よりも、地代の下落をいつそう大きくし、製造品の価格上昇をさらに招くという指摘である。第三巻三三七頁。要するに、農場主が払う追加賃金は地代の減少として地主に、製造業者が払う追加賃金は価格の上昇を通じて消費者に、最終的な負担が及ぶという結論である。

社会が地主、製造業者、農場経営者、労働者から成ると仮定する。労働者はその税分を補填されることには合意がある。では、その補填は誰が担うのか。地主に転嫁されない分は誰が払うのか。製造業者ではない。支払う追加賃金に応じて価格を上げられるならば、課税後のほうが有利になるからである。たとえば、織物・帽子・靴の各業者が価格を一〇パーセント引き上げ、その一〇パーセントで追加賃金がちょうど相殺されるとする。さらに、アダム・スミスが述べる通り、追加賃金を利益分も含めて価格に上乗せすることが認められる、あるいは求められるならば、互いの品をこれまで通り消費でき、実質的な税負担は生じない。織物業者は帽子と靴に多く支払うが織物でより多く受け取り、帽子業者も織物と靴に多く支払い帽子でより多くを得て、靴業者も他の品に多く払

い自分の品でより多く受け取る。結局、彼らは製造品をこれまでと同じように有利に買えるし、しかも穀物は値上がりせず、その購入に充てる追加資金もあるのだから、彼らはこの種の課税によつて損なわれるのではなく、むしろ利益を得ることになる。

もしこの税を労働者も製造業者も負担せず、農民も地代の下落によつて補償されるならば、負担は地主に集中し、地主は税の全額を引き受けるだけでなく、さらに製造業者の利益増加にも寄与しなければならない。ただし、そのためには、地主が国内の製造品をすべて消費しなければならない。というのも、製造品全体に上乗せされる価格分は、当初、製造業の労働者に課せられていた税額とほぼ同じか、せいぜいわずかに高い程度にとどまるからである。

織物や帽子などの製造業に携わる業者同士は、互いの製品を消費していることは明らかである。また、職種を問わず労働者は、石けん、布、靴、ろうそくなどを日常的に消費している。したがつて、これらの税の負担がすべて地主にだけ帰着することはありえない。

労働者が税を負担しないのに工業製品が値上がりするなら、賃金は税負担の補填に加え、生活に不可欠な工業製品の値上がり分まで織り込んで引き上げざるを得ない。必需

品が高騰すれば、農業では地代が下がり、製造業では商品価格がいつそう上昇する。その結果、商品価格の上昇が再び賃金を押し上げ、賃金から商品価格へ、商品価格から賃金へと互いに押し上げ合う連鎖が際限なく続く。行き着く先が不合理である以上、この理論は到底擁護できない。

社会が自然に発展し、生産がいつそう困難になる局面では、地代や必需品の値上がりが資本の利潤や賃金に及ぼすすべての影響は、課税に伴う賃金上昇によつても同様に生じる。その結果、税によって、労働者もその雇用主も享受できるものが切り詰められる。しかも、これはこの税に特有のものではなく、同じ額を徴収する他のどの税であつても同様である。

アダム・スミスは、農業者が納めるすべての税は必ず地代の控除という形で地主に転嫁されると仮定したが、これは第一の誤りである。この点についてはすでに十分に説明しており、読者にも明らかになつてゐるはずだが、地代が生じない土地にも相当の資本が投下されており、そこで得られる産出が粗生産物の価格の基準となつてゐるため、地代から差し引く余地はない。したがつて、賃金への課税について農業者に補償はなされないか、なされるとしても粗生産物の価格への上乗せという形で行われる。

課税が農業者にだけ不均衡に重い場合、農業者は農産物の価格を引き上げ、収益水準を他の業種並みにそろえることができる。しかし、賃金への課税はどの業種にも等しく及ぶため、農産物の高値によってその負担を埋め合わせることはできない。税負担を埋め合わせるために穀物の価格を上げるという理屈は、同様に、織物業者は布を、靴屋は靴を、帽子屋は帽子を、室内装飾業者は家具を、それぞれ値上げする理由になるにすぎない。

もし全員が自分の財や商品の価格を引き上げ、課税分を利益も含めて上乗せして取り戻せるのならば、誰もが他人の財や商品の消費者でもあるのだから、税が決して支払われることはないのは明らかである。みなが補償されるのだとすれば、その負担は誰が引き受けるのか。

私は、賃金を押し上げる性質のいかなる税も、その負担は利潤の減少という形で支払われることを示すことに成功したと望む。したがって、賃金への課税は実質的に利潤への課税である。

労働と資本の生産物が賃金と利潤に分配されるというこの原理は私にはきわめて確かなものに思われ、短期的な影響を除けば、課税を資本利潤にかけるか賃金にかけるかで

本質的な違いは生じない。資本利潤に課税すれば、労働者の生活を支える賃金基金の増加率がおそらく変わり、賃金はその基金の状態に照らして相対的に高くなりすぎる。他方、賃金に課税すれば、労働者の受け取る報酬はその基金の状態に照らして相対的に低くなりすぎる。結果として、前者では貨幣賃金が下がり、後者では貨幣賃金が上昇し、賃金と利潤の自然な均衡が回復する。したがって、賃金への課税は地主にはからず、最終的には資本利潤に帰着する。製造業者や工場主は、価格に利潤を上乗せして税を転嫁することはできず、価格を上げられない以上、その税は補償なしに全額自らが負担する。

筆者は、賃金に課される税が筆者が述べた通りに作用するならばスミス博士の非難は当たらないと述べる。博士は、この種の税は賃金を引き上げ、オランダの製造業の大半を衰退させたとし、同様の課税がミラノ地方、ジエノヴァ、モデナ、パルマ、ピアチエントツア、グアスタツラの諸公国および教皇領でも課されていると記す。さらに、フランスの著名な著者が他の税を廃してこの最も有害な税に置き換え、財政を改めよと提案したことなどを挙げ、キケロの「どれほど不条理なことであつても、ときに哲学者が唱えてきたことがある」との言葉を引く。また博士は別の箇所で、生活必需品への課税は賃金を

押し上げ、その結果すべての製造品の価格を高め、販売と消費を縮小させる傾向があると述べる。これに對して筆者は、たとえこうした税が製造品の価格を押し上げるとしても、その影響は一時的にとどまり、対外貿易に不利は生じないと反論する。ある要因が一部の製造品だけを高くするならば輸出は鈍るが、同じ要因が製造品全般に及ぶならば変化は名目上のものにとどまり、相対的な価値関係も物々交換という取引を促す刺激も損なわれない。商業は国内でも国外でも、本質的には物々交換である。

物価が一斉に上昇するときの影響は貨幣価値の下落とほぼ同じであり、貨幣価値が下がれば名目価格は一斉に上昇する。この現象が一国に限られる場合、一般的な課税による物価高と同様に対外貿易を圧迫する。したがつて、その国だけで貨幣価値が低い場合の影響を調べることは、その国だけで物価が高い場合の影響を調べることに等しい。アダム・スミスもこの類似性を指摘し、銀の輸出禁止によつてスペインにおける銀の価値が低く抑えられ、製造業と对外貿易に深刻な不利益が生じたと論じている。国の事情や制度に起因しその国に特有の銀の価値の下落は人々を富ませることなく、かえつて皆を貧しくする。その国に特有の名目価格の上昇は産業の活力を弱め、その国は、より少ない銀で多様な財を供給できる他国との競争において、国外市場でも国内市场でも価格面

で劣勢に陥る。第二巻二七八頁。

国内で銀の価値が強制的な過剰供給によつて低く抑えられることから生じる不利益は、ただ一つに尽き、その点をスマス博士が見事に説明している。「金銀の取引が自由であれば、海外に流出する金銀は無償で失われるのではなく、必ず等価の財貨が引き換えに流入する。その財貨は、生産に寄与しない働かない人々のための贅沢品一色にはならない。働かない人々の実質的な富や収入は、この異例の金銀流出によつては増えないため、彼らの消費も増えないからである。流入する財貨は、おそらく大部分が、少なくとも一部は、勤勉な人々の雇用と生活を支える原材料・用具・食料であり、彼らは消費した価値の全体を利潤を上乗せして再生産する。こうして社会に眠る死蔵資本の一部が稼働する生きた資本へと転じ、産業活動は以前より広がる。」

課税や貴金属の流入で物価が上昇している局面では、貴金属の自由な取引を禁じたり制限したりすると、社会に眠る遊休資産の一部が事業資本として活用される機会を奪い、その結果、より多くの労働が雇用されることを妨げる。しかし、害はこれがすべてであり、銀の輸出が認められている、または黙認されている国では、そのような害は生じない。

為替が平価に保たれるのは、各国の通貨量がその時々の実体経済に照らして、商品の流通を維持するのに必要な規模に過不足なく一致している場合に限られる。貴金属の取引が完全に自由で、貨幣を何らの費用も負わずに海外へ持ち出せるならば、為替は各國で平価にとどまる。さらに、貴金属が一般流通に用いられ、取引が完全に自由であれば、輸送費がかかる場合でも為替の乖離はその費用の範囲内に収まる。これらは今日では異論のない原則である。他方、正貨と兌換できない紙幣を発行し、一定の基準に基づく統制が及んでいない国では、為替は、貨幣取引が自由で、かつ貴金属が通貨またはその基準として用いられているとした場合に一般的の商業によってその国に割り当てられるはずの通貨量を超えて紙幣が増えるほど、平価から乖離しうる。

通常の商取引の働きにより、既定の重量と品位を備えた地金で額面一、〇〇〇万ポンドに相当する分が英國の取り分であり、これを同額の紙のポンンドに置き換えても為替は動かない。だが、紙幣の発行が濫用され流通量が一、一〇〇万になれば為替は英國に九パーセント不利に、一、二〇〇万なら一六パーセント、二、〇〇〇万なら五〇パーセント不利になる。この効果は紙幣に限られず、自由な商業のもとで既定の重量と品位の貴金属が貨幣または通貨の基準として用いられている場合に比べ、市場にポンンドが過剰に

滯留する要因があれば同様に生じる。仮に貨幣の法定含有量が削られれば無削りのときより枚数が増えるため、一割の削減なら一、一〇〇万、二割なら一、二〇〇万、半減なら二、〇〇〇万でも過剰にはならない。二、〇〇〇万が一、〇〇〇万の代替となれば国内物価はおおむね二倍になり、為替は英國に五〇パーセント不利だが、対外取引は乱れず製造業も萎縮しない。布が二〇ポンドから四〇ポンドに上昇しても輸出は続く。外国の買い手は為替で五〇パーセントの補償を受け、自國通貨二〇ポンドで英國四〇ポンドの債務を決済できる手形を取得できるからである。同様に、彼が自國で二〇ポンドの費用の品を英國で四〇ポンドで売つても、受け取りは二〇ポンドに等しい。英國の四〇ポンドは外国への手形二〇ポンド分にしかならないためである。要するに、本来一、〇〇〇万で足りる決済を二、〇〇〇万で賄わせるような要因は、いずれも同じ結果をもたらす。もし不合理な貴金属輸出禁止が実効を持ち、その帰結として一、一〇〇万が流通に押し込まれれば為替は九パーセント、一、二〇〇万なら一六パーセント、二、〇〇〇万なら五〇パーセント英國に不利となる。それでも英國の製造業は不利を被らない。国内価格が高ければ輸入品も高くなり、外国の輸出入業者にとっては、彼の商品が高値で売れる局面では為替で補償を与え、高値で英貨建ての商品を買わされる局面では同じ補償

を受けるため、価格水準の高低 자체はさほど重要ではない。禁輸によつて通常より多くの金銀を国内に滞留させることの唯一の不利益は、生産に回せる資本の一部を利回りのない貨幣として抱え込むことによる損失である。それを材料、機械、食料に振り向ければ収益を生み、国家の富と資源は増える。したがつて、課税により相対的に貴金属の価格が低く、言い換えれば一般物価が高くなつても、金属の一部が輸出され価値が上昇すれば物価は下がり、国家に不利ではない。さらに、輸出されず禁輸で国内にとどまつても、高物価の影響は為替で相殺される。ゆえに、必需品や賃金への課税が労働が投下されるすべての財の価格を押し上げるとは断定できず、その理由で非難はできない。仮に押し上げたとしても、それ自体は国家にとって有害ではない。

贅沢品への課税が課税された品以外の財の価格を押し上げないことは明らかである。

しかし、生活必需品への課税が賃金を押し上げ、その結果としてあらゆる製造品の価格を一様に引き上げるというのは正しくない。確かに、贅沢品への課税の負担は最終的にその品の消費者が補償なしで支払い、その負担は賃金や資本の利潤、地代などあらゆる種類の所得に区別なく及ぶ。しかし、生活必需品への課税が労働する貧しい人びとに及ぶ部分について、その一部が地代の低下として地主に、また一部が製造品の値上がりと

して地主を含む富裕層の消費者に転嫁されるという説明は成り立たない。その部分の負担の大半は資本の利潤の縮小として現れ、労働者の負担は課税一般に伴う労働需要の減少によつて生じるごく小さな部分に限られる。

スマス博士は、これらの税の影響を見誤つた結果、次のような結論に至つた。「中流および上流の人々は、自らの利益を正しく理解しているならば、生活必需品へのあらゆる税と労働賃金に対するあらゆる直接税に常に反対すべきである」。根拠はこうである。この二種類の税の最終的な負担は結局のところ彼ら自身にかかり、しかも常に相当の上乗せを伴う。とりわけ地主の負担が最も重い。地主としては地代の減少という形で、富裕な消費者としては支出増という形で、二重に支払うからである。マシュー・デッカー卿の指摘、すなわち特定の税が商品の価格の中で四、五回も重なりうるという見解は、生活必需品への課税に関して妥当である。たとえば皮革の価格には、購入者の靴に使う皮革にかかる税だけでなく、靴職人やなめし職人が履く靴にかかる税の一部も含まれる。さらに、彼らが作業中に消費する塩・石けん・ろうそくへの税に加え、塩職人・石けん職人・ろうそく職人が彼らのために働いている間に消費する皮革にかかる税まで、最終的には消費者が負担する。

スミス博士は、革、塩、石けん、ろうそくへの課税によって、それぞれの製造業者が利益を得るとは主張していない。政府の歳入は課税額を超えることはなく、税負担の帰着がどこであろうと国民が税額以上を負担することはない。富裕な消費者が貧しい消費者の負担を肩代わりすることはあり得るし実際に起ころうが、彼らが支払う額も課された税の総額を超えることはない。「税が四、五回にわたり重ねて課され、累積する」といった見方は、制度の仕組み上、成り立たない。

課税制度には欠陥が生じることがあり、価格への影響の結果、課税の方式から利益を得る者の手にその一部が渡るため、国民が負担する総額が国庫に入る額を上回る場合がある。こうした税は有害で、奨励すべきではない。税が公正に機能する場合には、スミス博士の第一の原則に従い、国民から徴収する額のうち国庫に入る額を超える部分は、できるだけ小さくなるべきである。セイは「国民に負担をかけずに国庫を満たせる策を唱える者がいる。しかし、それが商業的な事業でない限り、政府は個人から、あるいは別の形で政府自身から取り上げる以上のものを得ることはできない。無から有は生まれない。どれほど操作を施し、価値の形や姿を変えてみせても、価値は創造するか、他から取り上げるかでしか得られない。最良の財政計画は歳出を抑えることであり、最も良

い税は税額が最も小さい税である」と述べている。

スマス博士は一貫して、労働階級は国家の負担を実質的に担えないと主張しており、これは妥当だと私は考える。したがって、生活必需品や賃金に課される税は最終的には貧しい側から富裕な側へと負担が転嫁される。もしスマス博士の意味するところが、「ある種の税がある種の財の価格の中で時に繰り返され、四、五回にも累積する」ということであり、その唯一の目的がすなわち税負担を貧しい側から富裕な側へ移すことにあるのだとすれば、それをもつて非難する理由はない。

仮に裕福な消費者の公平な税負担を100ポンドとする。課税が所得やワインなどの贅沢品にかかるならば、その100ポンドを彼は直接支払うことになる。一方で、課税が必要品にかかり、彼自身と家族の必需品の消費については25ポンドの支払いを求められ、さらに、労働者やその雇用主が前払いした税を補填するために他の財の価格が上がり、その分を支払うかたちで同じ税を三回繰り返し負担することを求められたとしても、彼は実質的な不利益を被らない。とはいっても、この理屈は決定的ではない。政府が必要とする額を上回る支払いが生じない限り、贅沢品の値上がりで直接払うか、必需品やそのほかの財の値上がりで間接に払うかは、裕福な消費者にとって大差はない。人々の

拠出の総額が政府の受取額と一致する限り、裕福な消費者は自分の公平な取り分だけを負担しているにすぎない。もし超過があるのでならば、その余剰を誰が受け取るのかをアダム・スミスが示すべきだった。

セイは自著で掲げた明白かつ明快な原則に首尾一貫して従つていないと指摘がある。その根拠として、同氏は次頁で、課税について「課税が行き過ぎれば国家は豊かにならず、負担者である納税者の富の一部が奪われる。人々の消費力は生産的か否かにかかわらず所得に制約されているため、所得が削られれば消費はそれに比例して縮小する。結果として、人々が消費しなくなる財、とりわけ課税対象となる財の需要が下がり、需要の低下は生産の縮小を招き、ひいては課税可能な財も減る。最終的に、納税者は効用の一部を、生産者は利潤の一部を、国庫は歳入の一部を失う」と述べていることが挙げられる。

セイはフランス革命前の塩税を例に、この税によつて塩の生産が半減したと指摘している。もつとも、塩の消費が減れば塩の生産に投下される資本も減り、したがつて、生産者は塩の生産では利潤が細る一方、他の品目の生産では利潤が厚くなる。税が資本ではなく所得に課される限り、たとえ重税でも総需要は減らず、内訳が入れ替わるだけだ。

それによつて政府は、納税者が以前に消費していたのと同量の国内の土地と労働の産出物を消費することになる。ある人の年収が一、〇〇〇ポンドで年一〇〇ポンドの税を負担する場合、その人は以前消費していた財の数量の一〇分の九しか購入できず、政府が残る一〇分の一を需要することになる。課税対象が穀物であつても、穀物需要が必ずしも減少するとは限らない。ある人は穀物にかかる追加の一〇〇ポンドを支払い、その分をワインや家具などの贅沢品から差し引く選択をとることがあるからである。結果として、ワインや家具の分野への資本投下は細り、政府の歳出が向かう財の生産には資本がより多く配分される。

セイは、テュルゴーがパリの鮮魚に課されていた入市税・市場税を半減させても水揚げ量は減らず、その結果、魚の消費は二倍になつたと述べる。そして、このことから、漁業者とこの取引に従事する者の利潤も二倍となり、国民所得は増加した利潤の全額に等しいだけ伸び、資本蓄積が促されて国富が拡大したと結論づける。

税制の見直しをもたらした政策判断自体は否定しない。ただし、それが資本蓄積を大きく押し上げたかどうかは疑わしく、少なくとも著しい効果があつたとまでは断言できない。仮に魚の消費が増え、その結果、漁業者やこの取引に従事する他の者の利益が二

倍になつたとしても、資本と労働は他の職業からこの特定の取引へと引き揚げられなければならなかつた。だが、それらの職業でも資本と労働は利益を生んでおり、引き揚げればその利益は放棄されることになる。結局、国全体の蓄積能力が高まるのは、新たに資本を投じた分野で得られる利益が、資本を引き揚げた分野で従来得ていた利益を上回る分に限られる。

税を所得から徴収するにせよ資本から徴収するにせよ、政府が課税できる財貨の量は減少する。仮に、私が一〇〇ポンドの税を納めた結果、私自身が支出する代わりに政府が一〇〇ポンドを支出できるようになり、私はワインへの一〇〇ポンドの支出をやめると、課税対象となる財貨は必然的に一〇〇ポンド分だけ課税対象から除かれる。国民所得が一、〇〇〇万ならば、市場には少なくとも同額の課税対象となる財貨があるが、その一部に課税して一〇〇万が政府に移ると、名目所得は一、〇〇〇万のままで、課税対象となる財貨は九〇〇万分に縮小する。税は最終負担者の享受を必ず狭め、その享受を再び広げるのは新たな所得の蓄積によってだけである。

租税は、どれほど均等に適用されたとしても、すべての財・商品の価値に同じ比率で作用し、しかも相対価値を保つことはできない。さらに、その間接的な作用により、し

ばしば立法の意図に反する結果を招く。先に述べた通り、穀物などの原生産物に直接税を課すと、貨幣も国内で産出されている場合には、各財・商品の価格は、その中で原生産物が占める比率に応じて広く押し上げられ、これまでの自然な関係が崩れる。さらに間接効果として賃金は上昇し、利潤率は低下し、その結果、固定資本の使用割合が大きい財・商品の貨幣価格は、かえつて低下する。

商品に課税されると輸出の採算が悪化し、以前ほど有利に輸出できなくなるのは広く知られている。そのため、輸出時にはしばしば戻し税が認められ、輸入時には関税が課される。これらの戻し税と関税が、当該品目だけでなく、それが間接的に影響を及ぼし得るすべての品目にまで正確に定められるなら、貴金属の価値に乱れは生じない。課税後も課税前と同じ容易さで輸出でき、輸入に特別の便宜が与えられない以上、貴金属が以前以上に輸出可能な品目として位置づけられることはない。

あらゆる品目の中でも、おそらく課税に最も適しているのは、自然条件や技術の恩恵でとりわけ容易に生産できる品目である。国際市場では、こうした品目の価格は、投入された労働量で規定されるのではなく、むしろ買い手の嗜好や購買力、気まぐれに左右される。英國が豊かな錫鉱に恵まれ、機械や燃料で優位に立ち、綿製品をより有利かつ

効率的に生産できても、英國国内ではそれらの価格は、必要とされる労働と資本の相対量で決まり、商人同士の競争により、外国の消費者が支払う価格はほとんど高くならない。もつとも、生産面の優位が明確かつ決定的であれば、海外では需要を大きく落とさずにはかなりの上乗せが受け入れられる余地はある。それでも、国内の自由競争が保たれている限り、輸出税以外の手段ではその高値に到達することはできない。輸出税の負担は全面的に海外の消費者に転嫁され、英國の政府支出の一部は、実質的に他国の土地と労働に課された税で賄われることになる。たとえば、いまは英國民が負担し英國の財政を支えている茶税も、中國が輸出時に課税すれば、その収入は中国政府の歳出に充てられる。

贅沢品への課税は、必需品への課税に比べていくつかの利点がある。これらの税は一般に所得から支払われるため、国全体の生産資本を目減りさせない。たとえば、課税でワインが高くなつても、資本を取り崩してまで買うより、飲むのをやめる人のほうが多いだろう。しかも税は価格に織り込まれるため、負担が見えにくい。他方、欠点もある。第一に、これらの税は資本に及ばないため、非常時には資本にも公的需要の負担を求める必要が生じ得る。第二に、税収の見通しが不確かで、所得にさえ及ばないことがある。

貯蓄志向の人はワインを断てばこの税を回避でき、その結果、国民所得は減らなくても、この税から国家が一シリングも得られない場合があり得る。

快樂に結びつく消費は重税率でも続くが、この抵抗にも限度があり、名目税率の引き上げがかえつて税収減を招く局面があることは日々の経験が示している。一本当たり三シリング値上がつても同量のワインを飲む人がいる一方で、四シリングになればやめる人もいる。四までは払つても五シリングでは拒む人もいる。贅沢品への課税も同様で、馬を楽しむために五ポンドは払つても、一〇ポンドや二〇ポンドは払わない人が多い。やめる理由は支払えないからではなく、これ以上支払いたくないからであり、誰もが心中に享楽の価値を測る基準を持っているが、その基準は人の数だけ異なる。巨額の国債とそれに伴う巨額の課税で財政が不健全になつた国ほど、この手法の難点の影響を受けやすい。富裕層の享楽に属する馬や馬車、ワイン、召使いなどにまで課税を一通り行き渡らせた後、税率を引き上げても各税目の税収が増えないことから、課税は既に上限に達したと大臣は結論づけがちだが、常に正しいとは限らず、資本を損なわずに負担を大幅に増やす余地が十分に残っている場合もある。